

動力の供給材料の積下しに絶えず不漸の努力を盡しつゝある之が昔々龍氣工作部員の職務であります、斯かる故に當會社従来の如き一般従業員と共にたる待遇の下に置かるゝは實に忍び難く現場従業員諸君も其性能を顯し扱手を擧げて實意を表され動力是が改善に同せられ居る次第であります。幸に首腦部の御誠意に訴へて御許容下されん事を只管切望致します。

以上の諸項敷組仕候

昭和七年六月八日

東海鋼業従業員一同

東海鋼業株式会社 御中

解 決 案

第一、退職手当増徴の件

左の通り改正す

滿一年以上在職し事業上の都合等令滿限兵役徵集若しくは充員召集又は傷疾、疾病の爲め解職せられたる時

在職一年以上五年未満 一年に付き日給十五日分

、 五年以上十年未満 廿日分

、 十年以上 廿五日分

滿三年以上在職し正當の事由に依り依願解職せられたる

場合は前此の二分の一とす

第二、昇給の件

今同甲十五歳乙十歳丙五歳の程度の昇給をなし東年より毎年六月定期昇給をなし其外に一岡臨時昇給をなす事ありべし其額は營業成績に依る